



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 4
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 4
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） 5

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 6

企業局事項

- 非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 8

公安委員会事項

- 自転車運転者講習の実施等に関する規則 8

告 示

沖縄県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久米島町仲里土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	日高清有	久米島町字儀間148番地
理事	上里尚志	久米島町字儀間137番地
理事	江洲良栄	久米島町字比嘉105番地
理事	糸数要	久米島町字謝名堂79番地
理事	崎山彦光	久米島町字銭田366番地
理事	桃原哲	久米島町字真謝220番地
理事	喜久村等	久米島町字宇根 5 番地
理事	神里聡	久米島町字宇江城794番地
理事	城田誠	久米島町字宇江城1178番地
理事	川上博久	久米島町字比嘉121番地の13

理事	神里稔	久米島町字比屋定2300番地
理事	江洲正吉	久米島町字島尻68番地
理事	嘉手苺均	久米島町字島尻14番地
理事	惣慶長吉	久米島町字阿嘉298番地の86
理事	又吉久徳	久米島町字奥武1番地
理事	大田治雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	平良進	久米島町字比嘉809番地
監事	上里総功	久米島町字儀間47番地
監事	大田喜功	久米島町字儀間391番地の1

任期 平成28年5月14日から平成32年5月13日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	日高清有	久米島町字儀間148番地
理事	上里尚志	久米島町字儀間137番地
理事	江洲良栄	久米島町字比嘉105番地
理事	糸数要	久米島町字謝名堂79番地
理事	我如古勇	久米島町字真我里641番地
理事	喜久村等	久米島町字宇根5番地
理事	神里聡	久米島町字宇江城794番地
理事	翁長英夫	久米島町字宇江城2215番地
理事	川上博久	久米島町字比嘉121番地の13
理事	神里稔	久米島町字比屋定2300番地
理事	江洲正吉	久米島町字島尻68番地
理事	嘉手苺均	久米島町字島尻14番地
理事	惣慶長吉	久米島町字阿嘉298番地の86
理事	又吉久徳	久米島町字奥武1番地
理事	大田治雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	平良進	久米島町字比嘉809番地
監事	上里総功	久米島町字儀間47番地
監事	神里勇	久米島町字比屋定142番地

沖縄県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり大川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6月28日

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地 1
理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地 2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	末広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地 1
理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地10
理事	前里清秀	宮古島市城辺字比嘉28番地
理事	仲間英夫	宮古島市城辺字比嘉322番地 5
理事	下地武雄	宮古島市城辺字西里添1031番地西城団地 6 - 101
理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地 1
理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地10
理事	砂川潮夫	宮古島市城辺字比嘉36番地
理事	下地明	宮古島市城辺字比嘉322番地 3
理事	本村正	宮古島市城辺字比嘉143番地 2
監事	本村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	前里宣克	宮古島市城辺字比嘉74番地 1
監事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地 2

任期 平成28年5月21日から平成30年5月20日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地 1
理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地 2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	末広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地 1

理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地10
理事	前里清秀	宮古島市城辺字比嘉28番地
理事	仲間英夫	宮古島市城辺字比嘉322番地 5
理事	下地武雄	宮古島市城辺字西里添1031番地西城団地 6 - 101
理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地 1
理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地10
理事	砂川潮夫	宮古島市城辺字比嘉36番地
理事	下地明	宮古島市城辺字比嘉322番地 3
理事	本村正	宮古島市城辺字比嘉143番地 2
監事	本村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	前里宣克	宮古島市城辺字比嘉74番地 1
監事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地 2

沖縄県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおりフカエ土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成28年 6 月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
根間良雄	宮古島市下地字上地1078番地

沖縄県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市地盛南地区県営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6 月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成28年 6 月29日から同年 7 月27日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第363号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成28年 6 月28日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成28年 7月16日から同年 8月28日まで
- 4 観覧料の額
企画展「目からウロコの生物実験展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,200円	1,000円
	大学生及び高校生	900円	740円
	中学生及び小学生	400円	300円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 6月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 6月28日から平成29年 3月21日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第365号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 6月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 うるま市喜仲地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	字	地番	標柱番号
うるま市	高江洲	358番 1	1
うるま市	喜仲四丁目	10番10	2
うるま市	喜仲四丁目	10番 3	3
うるま市	喜仲四丁目	12番 1	4
うるま市	喜仲四丁目	11番 3	5

うるま市	豊原	799番	6
うるま市	豊原	797番 1	7
うるま市	高江洲	349番 1	8
うるま市	高江洲	352番	9
うるま市	高江洲	355番	10
うるま市	高江洲	356番 1	11
うるま市	高江洲	356番 1	12

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成28年 6月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1(1) 処分をした年月日 平成28年 2月 2日
 - (2) 商号名 長田組
 - (3) 代表者名 長田龍彦
 - (4) 所在地 沖縄市松本三丁目 6番20号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11434号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年 1月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年 2月12日
 - (2) 商号名 沖縄ビル・メンテナンス株式会社
 - (3) 代表者名 澤紙秀雄
 - (4) 所在地 那覇市曙 2丁目 8番18号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11621号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年 1月22日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成28年 2月12日
 - (2) 商号名 有限会社中本組
 - (3) 代表者名 中本晃
 - (4) 所在地 那覇市古波蔵 4丁目 1番18号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第170号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年 1月26日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年 2月12日
 - (2) 商号名 エネオンアライアンス株式会社
 - (3) 代表者名 小川美津貴
 - (4) 所在地 那覇市若狭 3丁目42番 7号 1号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12846号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成28年2月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年2月15日
- (2) 商号名 たいようスチール
- (3) 代表者名 金城勝也
- (4) 所在地 糸満市字潮平572番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第11855号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年1月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年2月16日
- (2) 商号名 久雄豊店
- (3) 代表者名 岩本久雄
- (4) 所在地 那覇市泊2丁目10番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第8459号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年2月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年2月16日
- (2) 商号名 鷹工業
- (3) 代表者名 仲里薫
- (4) 所在地 宜野湾市宜野湾三丁目19番23号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12357号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年2月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年2月16日
- (2) 商号名 金城工業
- (3) 代表者名 金城孤史
- (4) 所在地 うるま市字川崎355番地3メゾン鷹303
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12727号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年2月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年2月19日
- (2) 商号名 株式会社沖縄科学AVセンター
- (3) 代表者名 前川和夫
- (4) 所在地 浦添市勢理客一丁目2番29号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第2172号、沖縄県知事 許可(般-27)第2172号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年1月29日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業に関する特定建設業並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年2月19日
- (2) 商号名 建設工房新
- (3) 代表者名 新垣修
- (4) 所在地 中城村字登又268番地2階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11539号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年 2 月 4 日付けで、建設業法第12条に基づき屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業を廃止した旨の届出があった。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局訓令第 7 号

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 6 月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 町 田 優

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成 8 年沖縄県企業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 8 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 6 月28日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第 9 号

自転車運転者講習の実施等に関する規則を次のように定める。

平成28年 6 月28日

沖縄県公安委員会

自転車運転者講習の実施等に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第108条の 2 第 1 項第14号の規定による自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（講習機関）

第 2 条 自転車運転者講習は、警察本部交通部交通企画課又は公安委員会が講習を委託した者（以下「受託者」という。）において行うものとする。

（講習対象者）

第 3 条 自転車運転者講習は、自転車運転者講習の受講を命じられた者（以下「被命令者」という。）を対象とする。

（受講者の確認）

第 4 条 自転車運転者講習の実施に当たっては、出頭してきた者が被命令者であることを運転免許証、保険証、学生証等により確認するものとする。

（講習施設）

第 5 条 自転車運転者講習は、視聴覚教材が使用できる環境が整備されているとともに、受講者のプライバシーに配慮した施設又は場所において実施するものとする。

（講習内容）

第 6 条 自転車運転者講習の実施に当たっては、自転車運転者講習の講習項目及び時間割等に関する細目

(別表)に準拠し、次に掲げる項目を盛り込んだ講習指導案を作成するものとする。

- (1) 交通ルール等に係る理解度の確認
- (2) 被害者、被害者遺族等の声
- (3) 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験
- (4) 事故時の自転車運転者の責任
- (5) 自転車の運転ルール
- (6) 危険行為
- (7) 交通ルール等に係る理解度の再確認
- (8) 講習の総括

(自転車運転者講習終了証書の交付)

第7条 受講者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、自転車運転者講習終了証書(様式第1号)(以下「講習終了証書」という。)を作成して交付し、副本を保管するものとする。

2 受講者が講習終了証書の亡失、滅失又は毀損により、再交付を求めた場合は、再交付申請書(様式第2号)により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

3 住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会宛てに申請させるものとする。

(講習の委託)

第8条 自転車運転者講習を委託する場合は、あらかじめ自転車運転者講習の実施方法、講習科目等の具体的な実施基準(以下「講習実施基準」という。)を定めた上で、おおむね次に掲げる事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行うものとする。

- (1) 公安委員会が定める講習実施基準に従って自転車運転者講習を実施すること。
- (2) 自転車運転者講習の実施に関しては、公安委員会の指導・監督に従うこと。
- (3) 講師は、自動車運転免許取得者をもって充てるとともに、自転車運転者講習の内容、方法等について、当該講師に対し、随時必要な指導を行うこと。
- (4) 講師について、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講師として適当でないと認められる事情が生じたときは、当該講師を解任し、又は必要な期間その者に自転車運転者講習を行わせないようにすること。
- (5) 自転車運転者講習の実施に関して知り得た秘密を他に漏らさないとともに、個人情報等を適正に管理すること。
- (6) 自転車運転者講習が講習実施基準に従って行われないうとき、その他契約条項に関する著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに委託を解約することができること。
- (7) その他自転車運転者講習の水準及び適正な実施を確保するために必要な事項

2 自転車運転者講習を委託したときの講習終了証書の取扱いについては、受託者において、講習終了証書の作成、交付及び再交付を行うほか、作成した講習終了証書の写しを公安委員会に送付するものとする。

3 受託者において自転車運転者講習を実施したときは、自転車運転者講習実施結果報告書(様式第3号)を作成し、原則として講習実施当日に公安委員会宛てに報告するものとする。この場合において、受託者から報告を受けた公安委員会は、速やかに、受講済み登録を行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、自転車運転者講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成28年6月28日から施行する。

別表(第6条関係)

自転車運転者講習の講習項目及び時間割等に関する細目			
時間	項目	内容	教材等
5分	オリエンテーション	事前説明 ○ 講習についての説明 ・ 本講習の流れについて説明する。 ・ 講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	テキスト

20分	テスト	講習① 交通ルール等に係る理解度の確認 ○ 交通ルール認知に関する小テスト ・ 講習開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式で確認する。	小テスト
15分	体験談紹介 (被害者、被害者遺族等)	講習② 被害者、被害者遺族等の声 ○ 危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・ 自転車事故の被害者、被害者遺族等の声から、受講者に自転車事故の悲惨さを認識させる。 (例)・ 事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・ 自転車事故の被害者遺族等の手記	テキスト
20分	事例紹介 疑似体験	講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験 ○ 受講者が犯しやすい違反行為が要因の事例紹介 ・ 当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や事故事例を選定して紹介する。 ・ 起こしやす事故のリスクの可能性を説明する。 ○ 交通事故の危険性の疑似体験 ・ 視聴覚教材による疑似体験を通じ、違反行為の危険性を説明する。 (例)・ スケアード・ストレイト教育 ・ 他の通行者の視点からの見え方	テキスト 視聴覚教材 事故事例シート
15分	体験談紹介 (自転車運転者)	講習④ 事故時の自転車運転者の責任 ○ 自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上のリスクの説明 ・ 具体的な事故事例から、自転車事故を起こすことに伴うリスクを認識させる。 (例)・ 法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例 ・ 多額の損害賠償責任が生じた事例 ・ 自転車運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	テキスト
20分	自転車ルールの徹底	講習⑤ 自転車の運転ルール ○ 交通ルールの徹底 ・ 自転車の通行方法に係る基本的ルールについてその根拠とともに確認する。 ・ 二度と事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)。 ・ 地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境による交通事故の特性について説明する。	テキスト
40分	個人ワーク 討議等	講習⑥ 危険行為 ○ 受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・ 診断テストに基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを、受講者自らが記述する。 ○ 学習シートに基づく討議・指導 ・ 学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らの危険行為に対する考え方、行動の取り方を認識させる。 ・ 発表では、自分が犯した危険行為についても振り返り発表させ、自分の行為がいかに危険であったかを認識させる。 ・ 発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、危険に対する正しい行動の取り方を認識させる。 (例)・ 危険行為が他の通行者に対し、なぜ危険となっていたか。	テキスト 討議 学習シート

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険行為からどのような結果が生じ得るか。 ・ 危険行為を犯した原因 ・ 社会で自転車ルールを守っていくために必要な啓発の在り方 	
時間が余った場合		危険予測学習の事例を増やして対応	
10分	再テスト	講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再確認 ○ 交通ルールの理解度に関する再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習を通じた交通ルールの理解度を小テスト形式により再確認する。 ・ 理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルールの徹底を図る。 	小テスト
35分	総括	講習⑧ 講習の総括 ○ 講習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本講習を通して気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成し、発表する。 ・ 講師が、発表内容について講評する。 	感想文

様式第1号（第7条関係）

第 号 自転車運転者講習終了証書 住所 氏名 殿 <div style="text-align: right;">年 月 日生</div> 上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">（ 実 施 機 関 ） 印</div>

備考 実施機関は、沖縄県公安委員会又は講習受託者名及び代表者名とする。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日
再交付申請書
（ 実 施 機 関 ） 殿
住所
氏名 印
年 月 日生

私は、 年 月 日に において自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

理由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

- 備考1 実施機関は、自転車運転者講習を実施した公安委員会名又は講習受託者名及び代表者名とする。
- 2 理由欄は、該当する□にレ印を付すこと。

様式第3号 (第8条関係)

自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

講習受託者名 印

代表者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ氏名	生年月日	住所
備考			

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
--	--